

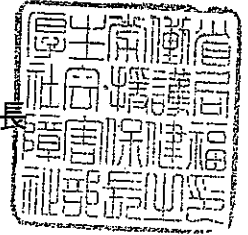


障発第0229003号

平成20年2月29日

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



障害児施設措置費の国庫負担の取扱いについて

平成19年度における障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金については、別途、本日付の厚生労働事務次官通知をもって示されたところであるが、障害児施設措置費の主な改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

<事務費単価の改正内容について>

1. 本俸

国家公務員の俸給表の改定に準じ改定されたこと。なお、新俸給表による本俸基準額はそれぞれ別紙1のとおりであるので参考とされたい。

2. 扶養手当

153,440円 → 158,200円

3. 期末・勤勉手当

年間支給割合が4.45月分から4.5月分に改定されたことに伴い、措置費に算入されている手当額も改定された。

4. その他

保護単価表（1人当たり）が別紙2のとおり改正されたので、参考とされたい。



平成19年度 障害児施設職員の本俸基準額表

(単位：円)

区 分	知的障害児施設 盲児施設 ろうあ児施設	知的障害児 通園施設
施 設 長	福(4-5) 280,700 福(2-33) 253,800	福(2-33) 253,800
主任(児童)指導員	福(2-17) 230,112	
(児童)指導員	福(2-13) 223,584	福(2-13) 223,584
職業指導員	福(1-25) 187,884	
主任保育士	福(1-37) 206,754	福(1-33) 201,348
保 育 士	福(1-33) 201,348	福(1-29) 195,228
事 務 員	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000
栄 養 士	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500
調 理 員 等	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800
介 助 員	行Ⅱ(1-37) 165,800	

- (注) 1. 「施設長」欄の知的障害児施設、盲児施設及びろうあ児施設にあつては、上段51人以上、下段50人以下の施設である。
2. 直接処遇職員にあつては当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
3. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあつては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

<p>肢体不自由児施設</p>	<p>(入所部) 健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 360円 乳幼児加算費 20,470円 日用品費 18,570円 指導訓練材料費 420円 看護代替要員費 160円 重度肢体不自由児加算費 56,300円 スプリンクラー管理費 310円 重度重複障害児加算費 32,000円 被虐待児受入加算費 37,700円 (通園部) 通園指導費 48,920円 指導訓練材料等費(日額) 510円</p>				<p>高等学校在学児童 (公立) 22,270円 (私立) 32,970円 (入学時) 57,300円</p>			
<p>指定医療機関(肢体不自由児施設)</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 日用品費 18,570円 保育士等加算費 20,470円 乳幼児加算費 20,470円 指導訓練材料費 420円 特別訓練費 800円 重度肢体不自由児加算費 56,300円 重度重複障害児加算費 32,000円 被虐待児受入加算費 37,700円</p>							
<p>肢体不自由児療護施設</p>	<p>47,340円 肢体不自由児療護重度加算費 56,300円 重度重複障害児加算費 32,000円 被虐待児受入加算費</p>						<p>通所のための交通費実費 教科書代等 4,800円</p> <p>71,000円 さらに住居費及び生活諸費の経費を加算 137,510円</p>	<p>5級地 1,130円 4級地 960円 3級地 590円 2級地 380円</p>

	算費 37,700円										その他の 地域 190円
第一種自閉 症児施設	健康保険の療養 費の算定方法及 び入院時食事療 養費の算定基準 に準じて算定し た額 保健衛生費 360円 日用品費 18,570円 看護代替要員費 160円 重度自閉症児 加算費 (25%) 46,900円 (30%) 56,300円 スプリンクラー 管理費 930円 重度重複障害児 加算費 32,000円 被虐待児受入加 算費 37,700円										
重症心身障 害児施設 (指定医療 機関を含 む。)	健康保険の療養 費の算定方法及 び入院時食事療 養費の算定基準 に準じて算定し た額 指導費 230,510円 日用品費 18,570円 看護代替要員費 (指定国療等を 除く。) 160円 療育訓練費 420円 スプリンクラー 管理費 310円 被虐待児受入加 算費 37,700円										
知的障害児 通園施設	14,570円										5級地 1,130円 4級地 960円 3級地 590円
難聴幼児通 園施設	14,570円										2級地 380円 その他の 地域 190円

(注) この表に定めるもののほか、(1)知的障害児施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。なお、肢体不自由児施設通園部については、この表の生活諸費以外の事業費は教育費についてのみ支弁される。

